

ドイツ新連邦州における州制度構築と日本における道州制論

寺 迫 剛

1. はじめに

“Wo ist Gott nun jetzt, nach Erschaffung der Welt?”（神は今やどこにおられるのだ、世界を創りっぱなしになされて？）とは、宗教改革で知られるマルティン・ルター（Martin Luther）からのアフォリズムのひとつとされるが、制度とは、それをつくりさえすれば良いということではけっしてなく、それは始まりに過ぎないということを実に示している。ヒトの創った制度であれば尚更である。

本稿は、ドイツの連邦州と日本の道州制論とを比較考察するための分析モデルについて構想し、これに基づき、道州制論の現状について概観した上で、1990年のドイツ再統一に際しての旧DDR地域における5つの新連邦州の導入について考察する。本稿に限っての命題は、州制度構築に際して、共通の州政治制度を有する5つの新連邦州の各州政権の党派性が、各州で多様な州行政制度－具体的には州行政制度の2層制か3層制か－の構築にどの程度影響を与えたか、である。

2. 本稿の位置づけと分析の枠組み

ドイツの連邦州について考察し、これを日本の道州制論と比較するべく、全体の構想は以下の通りとする。すなわち、ドイツにおける各連邦州の州行政制度の多様性について考察するとともに、その多様性を生み出す要因のひとつとして、これらを共通の政治制度の下で運用する州レベルでの

政党政治の枠組みについて考察し、日本の道州制導入論における画一的な行政制度設計と曖昧なままの政治の枠組みとを対置させる。具体的には、①制度構築時と②制度定着後の制度発展について、(a) ドイツと (b) 日本を対象に、2×2の4象限で考察を展開することとする。但し本稿では、この全体像のうち、①制度構築時に焦点を絞る。

考察の全体像としての分析の枠組みは、表1のとおりである。もとは寺迫（2009）で提示したものを、それ以降の考察を踏まえ発展させたものである。特徴は、制度構築時の項目を斜線で区切ること、「政策の窓」モデルと「政策発展論」モデルを併記することとした点である。その含意は、「政策の窓」モデルを用いて説明することが最適な、ある契機によって様々な条件がちょうど一致することによって成立した制度、言い換えるならある種の勢いの産物としての制度が、同時に、「制度発展論」モデルが強調する時系列上の最初の決定的な制度として、その後の制度の発展経路に影響を及ぼし続けるということであることを明確化することにある。従って、本稿では分析枠組みの全体像のほんの一部についてしか論じていないにもかかわらず、本稿で取り組む考察の本研究全体の枠組における位置付けから、「政策の窓」モデルを用いる根拠として表1を示さなければならないと考えた。そして、両モデルを接続した分析枠組みを用いることで、(a) 制度構築時についての考察が、単になぜ当該の制度が選択されたのかという論点に留まらない重要な帰結をもたらすことを明らかにすること、(b) 制度定着後の改革過程についての考察が、時系列の起点を単なる所与のものとしてそこにも制度発展の重要な因子が内包されていることを明らかにすること、これらを可能にすると考えた。

表1：ドイツ連邦州と日本の道州制論

対象国	(a) 制度構築時	(b) 制度定着後
ドイツ【連邦州】：議院内閣制 全16（5新連邦州／3都市州）	政策の窓モデル (Kingdon等)	新制度論・制度発展モデル (Pierson等)
日本【道州制】：二元代表制 現47都道府県の存廃	拒否権プレイヤー論 (Tsebelis等)	

【出典】 著者作成

また、上記の両モデル接続による分析枠組みを考察の幹線としつつ、これに並行して拒否権プレイヤー論の視点も加味することで、とくにメルクマールとなりうる時点での政策変更の成否について、その決定要因となった具体的なアクターの動きを補足するよう努める。

3. 日本／道州制論

3. 1. 道州制論の系譜

そもそも、なぜ日独比較なのかと問われれば、両国の行政制度の礎が築かれた19世紀末から現代へと至る日本とドイツが並行して辿った歴史的大文脈から、本報告全体の枠組みを組み立てようと発想したからである、と答える。1867年の体制奉還、1871年の廃藩置県とそれぞれ同じ年、すなわち1867年にはプロイセンを中軸として北ドイツ連合が結成され、1871年にはドイツ統一(Deutsche Reichsgründung)が成し遂げられた。両国は、後発の国民国家として帝国主義的な覇権をめぐって膨張し、共に第2次世界大戦で膨張しきった風船がはじけたかのように崩壊し、敗戦した。戦後、日本と(西)ドイツは共に西側陣営の議会制民主主義国家として軌跡的な経済復興を成し遂げた。そして、東西冷戦が終結した1990年代、日本では政治改革、行政改革、そして地方分権改革と常に改革がアジェンダとなる時代が到来し、一方のドイツも旧DDR(東ドイツ)を編入することでドイツ再統一(Deutsche Wiedervereinigung)を成し遂げ、新連邦州の構築からいわゆる連邦制度改革、EU統合の推進まで、時を同じくして改革の時代を迎えた。

日本における今日の道州制論につながる議論の系譜、すなわち都道府県をより大きな地域的枠組みへ再編しようとする試みは、時代によって地方分権指向あるいは中央集権指向と方向性が全く異なるものの、最初の試みから約90年の歴史があり、例えば森邊(2010)はこれを戦前の政党政治期、戦時動員体制期、戦後の1950年代以降の3区分で論じている¹。そして、1990年代、とくに細川連立政権の成立に前後しての地方分権改革の機運の中で、言わば道州制導入論の第4の波が生じたといえる。

現在にまで至るこの地方分権改革の20年の幕開けについて、西尾(2006)は「政策の窓」モデルを用いて、その「政策の窓」が開いたのは、1994年から95年にかけてからであると振り返っている²。1990年代前半には、「政策の窓」の開放に欠かせない3つの流れのうちの第一の流れ、すなわちアジェンダとして地方分権改革に取り組みねばならないという問題認識が広く共有されるようになった。西尾の分析では、地方分権改革は、80年代以降の行政改革の流れと、90年代初頭以降の政治改革の流れとが、合流して始まった改革であるとされている。

ただし、本報告の目的であるドイツ再統一に伴う新連邦州地域での州制度構築との比較において、筆者の関心となるのは、日本におけるこの地方分権改革の一大潮流が道州制導入論にまで、いかに結び付きうるものであったかについてである。

たしかに当時、東西冷戦の終結という歴史的な転換点に直面しているという同時代的な雰囲気は、日本においても55年体制が不変のものではないことに気付かせ、1993年の政権交代などに影響を与えたといえよう。地方分権論に関して

は、例えば行革国民会議という民間団体の地方主権研究会が1990年11月に「地方主権の提唱」をまとめ、さらに連邦制への言及までみられた³。

3. 2. 道州制論の現在

あれから約20年を経て、2014年の現在、我々は変わらず都道府県制の日本に暮らしている。「政策の窓」モデルの文脈から、寺迫（2009）では、1990年代以降の一連の地方分権改革については「政策の窓」が開放されたにもかかわらず、あるいはそれ故に、更なる地方分権の推進となる道州制に至るまでの「政策の窓」は開くことはなかったとし、西尾（2006）が道州制論について、少なくとも小泉政権並か、あるいはそれ以上に強力なリーダーシップを持った内閣でない限り、道州制の実現など「あり得ない」と指摘したことに注目した。その後「政治の流れ」に関しては、2009年には「地方主権」を掲げる民主党への政権交代、そして2012年には自民党・公明党連立政権への再度の政権交代など、戦後日本政治史の全体像として俯瞰すれば小泉政権に並ぶような出来事が数多くみられた。また、この間に躍進したポピュリスト政党によって、大衆の注目を集めるがために掲げられた主要政策のひとつが道州制導入であったことから、道州制論はアジェンダであり続けたといえよう。

しかし結局のところ、道州制については「政策の窓」が開放されることはなかった。

先行する地方分権改革について、木寺（2012）は、市町村合併、機関委任事務廃止、三位一体改革、第2次地方分権改革を事例として、本来粘着的な制度がそれでも変化する際のアイデアの重要性、しかもそれには①認知的次元と②規範的次元およびこれらを支える③専門的執務知識の3要素が不可欠であると指摘している⁴。これに従うなら、道州制導入論はこれらの要素が整わないまま今に至るといえよう。

とは言え、道州制導入推進論の佐々木（2013）は、日本のこれまでの中央集権体制によって蓄積された過重な規制と財政赤字からの体制刷新に向け、「従来の都道府県を足場に組み込んだ中央集権体制にとって代わる、地域主権型の道州政府による広域政策を可能とする統治機構への大転換を図る構想」として道州制を位置づけ、かつて

2007年に道州制ビジョン懇談会を設置した安倍首相の政権再獲得を道州制実現への一里塚として捉えている⁵。一方で、金井（2014）は、日本における分権改革について国政の諸条件からその困難性と可能性について論じるに際し、アベノミクスという経済政策を掲げる第2次安倍内閣は道州制に重きを置かないだろうとし、なぜなら、そもそも第1次安倍内閣当時から「道州制とは、経済政策が基本的に手詰まりなときに、他に方策がなく、止むを得ず、仕方ないから、かといって無策というわけにもいかず、適当に政策アイデアを出さざるを得ず、その1つとして使われるもの」だったと喝破している⁶。

3. 3. 道州制の制度設計

いずれにせよ、もし日本における道州制導入論が、そもそも、地域をめぐる行政課題について現状の47都道府県制による対応の限界を超えようとするものであるならば、ますます多様化する地域をめぐる行政課題に応じて、行政制度の枠組みも多様である方が理にかなっていると思われる。しかし、第28次地方制度調査会答申（2006）や道州制ビジョン懇談会中間報告（2008）にみられるように、東京および沖縄を除けば、画一的な制度設計が前提とされている⁷。特に、まさに世紀を跨ぐ極めて大きな経路依存性を有する都道府県制を廃して、道州-基礎自治体（市町村）の2層制の行政構造へ、しかも基本的には全国一律に移行するという方針は注目に値する。なぜなら、画一的な制度設計あるいは一元的な移行は、制度設計の各論に対する部分的な異議申し立てや地域的な時間軸に対する妥協の余地を奪い、いわゆる総論賛成各論反対の立場のアクターを多く生み、その中に拒否権プレイヤーとしての力を有するものがあれば、たちまち政策転換への実現可能性を減じるからである。

一方で、各道州の行政を民主的に統制する道州の政治制度について、第28次地方制度調査会では「現行の都道府県に関する制度を基本とする」としつつ、首長の多選禁止を提言しているものの、それ以外は「議会の構成等に関しては、自主組織権を重視する見地から、基本的事項のみを法律で定めるものとする」とし、選挙制度についても従来の選挙区制と比例代表制の導入の可能性を

併記し、明確な方針が示されていない⁸。また、道州制ビジョン懇中間報告も「道州の議会と執行機関については、道州の役割・権限・業務の質や量を十分に勘案した上で、過大にならない組織とする。その際には、全国一律で設置基準等を設けるのではなく、各道州は、各道州独自の立法で自主的に組織を形成できることとする」としており、自主的な政治制度を許容する構えとなっている⁹。これは、政治制度についても画一的な制度設計を要求することは、道州制の実現性をますます遠ざけてしまうという配慮だったともいえよう。あるいは、地方制度調査会や道州制懇談会ですら意思統一が困難であったのかもしれない。「政策の窓」モデルの文脈で説明すれば、画一的な行政制度がそうであったように、画一的な政治制度も「政策の流れ」における政策代替案としての実現性を更に減じてしまう、あるいは、政策代替案としての纏まりにすら欠けていたのかもしれない。あるいは単に、熱心な行政制度への関心に比較して、政治制度についてはその枠外に取り残されていたとも言えよう。

「政策の流れ」における政策代替案の実現性が低い場合、それにもかかわらず「政策の窓」が開放されるには、それを補う程に更に大きな「問題の流れ」あるいは更に強力な「政治の流れ」が必要となろう。ただ日本の道州制論については、そのような「政策の窓」の開放には至らなかったといえる。

4. ドイツ／連邦州

4. 1. 多様な州行政制度

ドイツでは逆である。すなわち、日本の道州制論で見られる画一的な行政制度と曖昧なままの道州レベルでの政治的枠組みとは対照的に、ドイツの連邦州はそれぞれ多様な行政制度と州レベルで共通した政党政治の枠組みによって機能している。

第1に、行政制度の多様性について、ドイツの連邦制は、人口や面積から州行政制度に至るまで多様な、3都市州および旧DDR地域の5新連邦州を含む16連邦州によって構成されている。本稿

では、多様な州行政制度についての代表的事例として、各州政府 (Landesregierung) と自治体 (Landkreis, Stadt, Gemeinde など) を結節する中層官庁に焦点を当てる。なかでも、州内でいくつかに分けられた地域を所掌する Bezirksregierung, Bezirkspräsidium, Landesdirektion は、このように各連邦州で名称すら異なるものの、その制度および機能から、日本との比較に鑑み「県庁」と総称できる。ドイツでは、州の人口や面積に応じて、あるいは同程度の規模であっても、州ごとに県庁を設置しない2層制あるいはこれを設置する3層制の州行政が並存し、さらに3層制でも州内に複数の県庁を設置する州あるいは単一の「州行政庁」とする州が並存する。

そもそもドイツにおける県庁は、1808年プロイセンのシュタイン／ハルデンベルク改革 (Stein/Hardenberg-Reformen) により、当時すでに認識されていた縦割りに分断した所管を地域レベルで再び統合するための地域的結節官庁 (regionale Bündelungsbehörde) として成立したもので、その後ドイツ各地域へ広がり、200年の歴史を経た現在においても多くの連邦州において州省庁と自治体との中間に位置して「まとめ調整および監査機能 (Bündelungs-, Koordinierungs-, und Kontrollfunktionen)」を担っている¹⁰。従って、県庁は州の中層官庁として一般的に、監察 (Aufsicht)、内務 (Ordnung)、各種補助承認 (Bewilligung)、許認可 (Genehmigung)、地域計画 (Planung) の機能を包括的に行使し、その所掌範囲は秩序維持から自治体・教育・建築土木関連の監査や都市計画に至るまで幅広い。

第2次大戦後、連邦共和国 (西ドイツ) における県庁についての改革論は、すでに1960年代からおこなわれていた。いくつかの連邦州において県庁の統合がおこなわれ、一方でノルトライン・ヴェストファーレンでは同様の試みが頓挫するなど、各連邦州において様々な改革の変遷がみられたが、2005年年頭をもってニーダーザクセンが3層制から2層制へ移行した例を除けば、3層制から2層制へ、あるいは逆に2層制から3層制へ、といった根幹的な行政制度改革は実現していない。また、連邦共和国を構成する連邦州の地理的な枠組みそのものについても、1949年の連邦共和国建国以来、何ら変わりなく安定している。付

加的な変化として、1957年に憲法に相当する連邦共和国基本法の当時の第23条に基づきザールラントが連邦共和国へ復帰した。そして、同様の法的根拠に基づき1990年に旧DDR地域が5つの新連邦州として連邦共和国へ編入されたこと、東西ベルリンが分断を克服し主権を回復して1つの連邦州となったこと、すなわちドイツ再統一を成し遂げたことが連邦共和国の連邦州の枠組みに関する最大の変化といえる。ただし、このドイツ再統一は、いわゆる戦後レジームの克服というようなものではけっしてなく、むしろ40年に渡り連邦共和国が築き上げた戦後レジームの実績と安定およびそれへの諸外国からの信頼があってこそ実現したのである。

ところで、世界的なNPM (New Public Management) 改革の潮流は、ドイツでは、そのドイツ的な解釈とも言えるNSM (Neues Steuerungsmodell) として受容され、このNSMを指向した改革の表舞台は、1990年代を通じて主に郡や市町村の自治体レベルであり、州レベルでは抑制的に推移した¹¹。州中層官庁を含む州レベルでの行政改革がアジェンダとなるのは、2000年前後からである。

近年のドイツ中層官庁をめぐる議論について、例えばBogumil (2007) が、これまでの議論を包括的にまとめている¹²。郡市町村レベルでのNSMの進展を経て、1999年のバーデン・ヴュルテンベルクの県庁改革を皮切りに、州レベルでの行政構造改革への取り組みが本格化した。ボグミルは3つの都市州を除く13州を総括し、その行政構造と改革動向を分類している。この中で、本稿で考察する5つの新連邦州については、ザクセン、ザクセン・アンハルト、テューリングンの3州は包括的な機能を持つ中層官庁を有する3層制の行政構造、ブランデンブルク、メクレンブルク・フォアポメルンの2州はこれを有さない2層制の行政構造に分類される。

Bogumilを代表とする一般的な分析は、制度間のパフォーマンスを比較したものであり、2層制と3層制の行政構造のどちらが合理的であるかについては、行政学者間の評価すら一様でないといわれる。例えばBogumilやJannなどが3層制の行政構造を肯定的に認識している一方で、HesseやEllweinなどは立場を異にする。Ellwein und

Hesse (Hrsg.) (1985) は当時のドイツにおける官僚制論において、すでに行政簡素化 (Verwaltungsvereinfachung) を疑問の余地のないテーマであるとしている¹³。その立場は一貫しており、Hesse (2011) は2005年1月1日からのニーダーザクセンの3層制から2層制の行政構造への移行に至る過程に随伴して考察し、これを肯定的に評価している¹⁴。逆に、Bogumil und Kottmann (2006) は同じ事例を評価して、ニーダーザクセン州政権が期待した程の人員およびコスト削減はもたらさず、旧県庁の業務は自治体レベルへ分権化された度合よりも州政府へと集権化された度合の方が大きかったと批判的に評価している¹⁵。もちろん、宇野 (2011) のように、日本からもニーダーザクセンの事例についての考察がなされている¹⁶。

しかし、各連邦州におけるそれぞれの行政制度の決定要因は、2層制と3層制をめぐる制度自体のパフォーマンスについての評価だけに起因するものではない。ある制度が導入される、あるいはある制度が改革されるには、それを実現するに至る政策過程がアウトプットに大いに影響を及ぼし得る。従って、政策内容と政策過程は相互に影響しあっており、観察者はその両者を同時に考察すべきであろう。極端な場合、非合理的な制度設計が何らかの要因で政策過程を通じて選択されることも、可能性として大いに有り得るだろう。

4. 2. 共通の州政治制度

そこで第2の論点として、ドイツの州レベルにおける政策過程、特に各連邦州の政治制度および政党政治の枠組みも考察の対象とする。本稿がまず注目するのは、ドイツでは、各連邦州において行政制度が多様であることは対照的に、政治的なゲームのルールはほぼ共通していることである。すなわち、多様な州制度を、州の有権者が手続的に納得しうる過程を経て民主的に統制する州政治の枠組みである。ここでいう枠組みとしては、2つの要素が要となる。第1に政治制度の枠組み、すなわち、比例代表併用制による州議会選挙制度と議員内閣制であり、第2に政治制度上で振舞うアクターの枠組み、すなわち、政党政治である。しかもこれらは、連邦レベルの政治制度および政党政治の枠組みと、民族的マイノリ

ティー代表政党に対する5%条項適用免除や一部の州における地域政党の州議会進出を除けば、基本的に共通の枠組みとなっている¹⁷。

州レベルの政党政治の枠組みに着目して、Reiners (2008) は州中層官庁の改革についての動向を考察している。但し、Reiners (2008) は、バーデン・ヴェルテンベルク、ニーダーザクセン、バイエルン、ノルトライン・ヴェストファーレンを考察の軸に据え、付加的にヘッセン、ラインラント・プファルツへも考察が及ぶものの、これらはいずれも在来連邦州である¹⁸。これに対し、報告者の関心は、新連邦州における新たな制度の構築について、それが実際のところ由来州からのいわゆる制度移転であったのか、あるいはそれ以上に州レベルでの政治過程を通じて各新連邦州独自の政策決定が成されたのか、これらについて考察することである。

従って分析枠組みの全体像としては、ドイツの各州行政制度の多様性およびそれらの制度発展と、各州の政党政治の枠組みに相関関係があるか否かについて検討するにあたり、第1に1990年のドイツ再統一に際しての制度構築時の勢いについて、第2に再統一から現在に至るまでの制度発展についての、2区分によって構成される予定である。但しここに提示する本稿では、制度構築時と制度定着後の改革についてのうち、前者の論点のみに集中する。

5. 制度構築時における新連邦州の党派性

5. 1. 新連邦州としての連邦共和国編入

制度構築時の勢いについて、旧DDR（東ドイツ）を連邦共和国（西ドイツ）へ編入するという方式、すなわち当時の連邦共和国基本法23条に基づいてドイツ再統一を実現させるため、旧DDR地域は5つの新連邦州として、かつて1952年に廃止された5州の区域割りをほぼ踏襲し、再建された。その際、新連邦州の行政制度構築は、けっして連邦政府による画一的な指導によるものではなく、新たに連邦構成州としての制度を構築するにあたって、5つの新連邦州はそれぞれ在来連邦州と協定を結び制度構築の支援を受けること

になった。在来連邦州から新連邦州へのいわゆる「制度移転 (Institutionentransfer)」である¹⁹。ただしそれは、西から東への単純な模倣ではけっしてなく、実際にはより複雑かつ多様な制度構築が試みられた。例えば、複数の在来連邦州からの制度の複合化や、在来州の制度を参考としつつも独自の制度構築などである。本章では、5つの新連邦州で1990年10月14日に実施された最初の民主的な州議会選挙および、その結果成立した各州政権の連立の枠組みについて類型化し、これと各新連邦州が州行政制度として2層制と3層制のいずれを選択したかの関連性について考察する。すなわち、州政権の党派性は州行政制度の2層制か3層制かの選択に影響したか否かに迫る。

ところで、そもそもなぜDDR地域は5つの新連邦州に再編されたのかについて、Wollmann (2002) はドイツ再統一時のDDR地域における州制度の導入について、その制度設計に関して、2州とする案から3州、4州とする案、隣り合う在来州と新州とを合併させる案、さらには在来州を含めて7州あるいは8州に再編する案など複数の構想があったことを明らかにしている²⁰。しかし、結局1952年に廃止された5州の枠組みで新連邦州は再構築されることとなった過程は、概ね以下のとおりである。

1990年3月18日の旧DDRの体制移行過程における初の民主的選挙で、連邦共和国のコール (Helmut Kohl) 政権に支援され、早期のドイツ再統一を掲げたAfD (Allianz für Deutschland : ドイツ連合) が大勝し、かつてドイツを構成していた地域が州単位で連邦共和国へ復帰できると定められた基本法23条に基づくドイツ再統一で合意が形成され、これに備えるために、民主的に選出されたDDR人民議会において1990年7月22日に州導入法 (Ländereinführungsgesetz) が可決された²¹。これは、新連邦州として細部の州境界線は異なるものの、ほぼ1952年に廃止された5州の枠組みを再建するものであった。そもそもなぜDDR地域は5つの新連邦州に再編されたのかという疑問について、当時の時間的制約の中で、1952年まで存在していた5州の枠組みに則った州の枠組みを再建することが現実的な選択だったというのがその答えである。Wollmann (2002) に挙げられたような様々なオルタナティブを検討す

るような時間的余裕は無かったといえる。実際のところ、各州の境界上に位置する15郡の所属を決めるだけで人民議会は紛糾したのである²²。

5. 2. 州制度導入・構築の「政策の窓」

本稿冒頭の表1で示した(a)制度構築時に相当する、ドイツ再統一に際しての旧DDR地域における州制度導入についての考察は、以上から2つの要素に区分できる。すなわち、第1に旧DDR地域が5つの連邦州として再編され連邦共和国へ編入されることとなった経緯、第2に5つの新連邦州それぞれにおける制度構築についてである。そして、そのどちらも「政策の窓」モデルによる説明が可能であると考え。表2はこれを示したものである。

第1に州制度導入、すなわち旧DDR地域が5つの連邦州として再編され連邦共和国へ編入されることとなった経緯については、寺迫(2009)で論じたように、「政策の窓」を開放させる3つの流れのうち、①「問題の流れ」として、DDRにおける反体制民主化運動がベルリンの壁崩壊などを経て民衆レベルからのドイツ統一要求へと進展したこと、②「政策の流れ」として、かつてザールラントの連邦共和国復帰を可能とした基本法23条に基づくドイツ統一という早期の実現可能性を伴う政策代替案が提示されたこと、そして③「政治の流れ」において、連邦共和国のコール連邦首相がまさに政策事業家(policy entrepreneur)として基本法23条によるドイツ統一に向けてイニシアティブを発揮し、これに呼応すべくDDRにおける初の民主的選挙でコールに支援されたAfD

(ドイツ連合)が圧倒的に勝利してデメジエール政権が成立したこと、以上の3つの流れが合流することにより東西ドイツ双方で1990年10月3日のドイツ再統一へ向けた政策過程が劇的に進行した²³。

第2に5つの新連邦州それぞれにおける制度構築についても、「政策の窓」モデルによる説明を試みる。①「問題の流れ」について、上述のとおりドイツ再統一の実現のために何とせよ州制度を急遽整備する必要が生じたこと、すなわち、段階を追っての合理的な解として州制度の構築に到達したのではなく、連邦州として連邦共和国へ編入するがために、最初に州制度の導入が決定し、この連邦州という所与の枠組みに合わせて実際の制度を構築することになったといえる。ただし、この制度構築は全くの無の状態から始めなければならなかったわけではけっしてない。なぜなら、彼らを迎え入れる連邦共和国には、1949年の建国以来、約40年の経験を経た在来連邦州の州制度が存在していたからである。これらを「政策の窓」モデルの手法で認識すれば、②「政策の流れ」における実現可能な政策代替案であったといえる。そして特筆すべきは、これら政策代替案としての州制度はけっして画一的なものではなく、在来連邦州ごとに異なる多様な制度であったということである。5つの新連邦州は制度構築に際して、それぞれ異なる在来連邦州と提携関係を構築したため、提携した在来連邦州の制度が各々に政策代替案として位置づけられた。

そして、③「政治の流れ」も、それぞれの新連邦州における州制度の構築に決定的な要素となりえたと思われる。とくに本稿が関心を寄せるのは、州行政制度を2層制とするか3層制とするかについての選択である。制度構築を支援した1990年当時の連邦共和国では、都市州およびザールラント、シュレスヴィヒ・ホルシュタインを除く在来連邦州は3層制を採用していたが、5つの新連邦州ではそれぞれ2層制の行政制度とするか3層制のそれとするかについて、個別に選択をすることとなった。具体的には次節で、5つの新連邦州ごとの政治の流れとしての最初の州議会選挙の結果と、2層制か3層か、いずれの行政制度を採用したかについて考察する。

表2：新連邦州構築時の「政策の窓」

政策の窓	(a) 制度構築時	
	州制度導入	州制度構築
問題の流れ	ドイツ再統一過程	連邦州として編入
政策の流れ	基本法23条方式	旧DDRの5州枠組み 各在来連邦州制度
政治の流れ	コール連邦首相 DDR人民議会選挙	新連邦州議会選挙 2層制/3層制の選択

【出典】：著者作成

5. 3. ザクセン CDU単独政権／3層制・3県庁

1990年10月14日、ザクセンで実施されたドイツ再統一後初の民主的な州議会選挙の結果は、表3のとおりである。

選挙結果について、最も注目すべきは、5つの新連邦州で同時に実施された州議会選挙のうち、ザクセンのみでCDUが単独過半数を獲得したことである。選挙結果を受けて10月27日に初の州議会が開催され、即日、州首相選出投票までおこない152議員が投票、うち賛成120票、反対10票、棄権21、無記名1票で、CDUのビーデンコッフ(Kurt Biedenkopf)が初代首相に選出された²⁵。ザクセンでは5つの新連邦州にうちで唯一、CDUの単独政権が成立した。

ザクセンは、州行政制度の構築について3層制を選択し、地理的にはほぼ旧DDR当時の県制度の枠組みで3県を設置した。当時のザクセンの州人口は連邦統計庁によれば約470万人であった²⁶。新連邦州の中で唯一、400万を超える州人口を有しており、州内にドレスデン、ライプツィヒ、ケムニッツの3県庁を設置することは、在来連邦州でも一般的な県庁設置の目安とされる人口100万を上回っており、順当な制度構築であったといえよう。

5. 4. ザクセン・アンハルト CDU・FDP連立政権／3層制・3県庁

他の新連邦州と同じく1990年10月14日、ザク

表3：1990年ザクセン州議会選挙結果

政 党	比例得票率 (%)	議席数 (うち小選挙区)
CDU (キリスト教民主同盟)	53.8	92 (80)
F.D.P. (自由民主党)	5.3	9 (-)
SPD (ドイツ社会民主党)	19.1	32 (-)
Forum (Neues Forum-Bündnis-Grüne) (新フォーラム・同盟・緑の党)	5.6	10 (-)
LL-PDS (民主社会主義党・左派リスト)	10.2	17 (-)
その他	6.0	0 (-)
計		160 (80)

※投票率72.8%

【出典】 Statistisches Landesamt des Freistaates Sachsenより、Landtagswahl am 14. Oktober 1990の、Zweitstimmenanteile und Sitze von ausgewählten Parteienに基づき筆者作成²⁴

表4：1990年ザクセン・アンハルト州議会選挙結果

政 党	比例得票率 (%)	議席数 (うち小選挙区)
CDU (キリスト教民主同盟)	39.0	48 (48)
F.D.P. (自由民主党)	13.5	14 (-)
SPD (ドイツ社会民主党)	26.0	27 (1)
Grüne Liste / Neues Forum (緑の党・新フォーラム)	5.3	5 (-)
PDS (民主社会主義党)	12.0	12 (-)
計		106 (49)

※投票率65.1%

【出典】 Landeswahlleiter / Statistisches Landesamt Sachsen-AnhaltのWahl des Landtages von Sachsen-Anhalt am 14. Oktober 1990より、Land Sachsen-Anhalt insgesamt Endgültiges Ergebnis, Sitzverteilung im Landtag von Sachsen-Anhalt Endgültiges Ergebnis,および Wahlbeteiligung in % Endgültiges Ergebnisに基づき筆者作成²⁷

表5：1990年テューリンゲン州議会選挙結果

政 党	比例得票率 (%)	議席数 (うち小選挙区)
CDU (キリスト教民主同盟)	45.4	44 (44)
F.D.P. (自由民主党)	9.3	9 (-)
SPD (ドイツ社会民主党)	22.8	21 (-)
NFGRDJ (Neues Forum/Grüne/Demokratie Jetzt) (新フォーラム・ 緑の党・民主主義を今こそ)	6.5	6 (-)
LL-PDS (民主社会主義党・左派リスト)	9.7	9 (-)
その他	6.3	
計		89 (44)

※投票率71.69%

【出典】 Thüringer Landesamt für Statistik (2009), Landtagswahl in Thüringen am 30. August 2009, S.20-21およびBüro des Landeswahlleiters ThüringenのRegina Mertins氏提供資料Ergebnis der Landtagswahl in Thüringen vom 14. Oktober 1990, に基づき著者作成³¹

セン・アンハルトで実施されたドイツ再統一後初の州議会選挙の結果は、表4のとおりである。

選挙の結果、CDUは49小選挙区で48勝するなど圧勝したものの、ザクセンのように単独過半数獲得には至らず、FDPとの連立政権を発足させた。CDUのギース (Gerd Gies) の初代州首相選出は、10月28日、選挙後の最初の州議会でおこなわれたが、この日の州議会では、他の新連邦州とは異なる対立軸がみられた²⁸。すなわち、ザクセン・アンハルトの州首都の選定である。そして地域的な対立軸は、1991年の州行政としての3層制かつ3県庁の設置にまで影響した²⁹。そもそも、一体性のある地域としての独自の歴史を有するブランデンブルクやザクセンとは異なり、ザクセン・アンハルトとしての地域的枠組みは1945年のソ連の占領政策によって、いくつかの歴史的な地域的枠組みが統合されて成立した。1952年に旧DDRの社会主義政権が州制度を廃止した際、旧ザクセン・アンハルトはマクデブルク、ハレ、デッサウの3つのDDR県へ解体されたが、むしろかつての歴史的な地域的枠組みを反映するものであった。このようなザクセン・アンハルトにおける州制度構築時の特徴を踏まえ、寺迫 (2012) では拒否権プレイヤー論からのアプローチを用いつつ、党派的な要因ではなく、地域的な要因から、州首都のマクデブルクへの選定および州行政制度の3層制・3県庁設置が決定されたことにつ

いて考察した³⁰。

5. 5. テューリンゲン CDU・FDP連立政権／3層制・単一の州行政庁

テューリンゲンでも同様に、1990年10月14日に州議会選挙が実施されており、その結果は表5のとおりである。

選挙の結果、CDUは単独過半数に一議席及ばず、10月25日の記念すべき第一回テューリンゲン州議会開会以降、FDPとの連立協約交渉を経て、11月3日の第4回議会でドゥーハチ (Josef Duchač) (CDU) が州首相に選出されるとともに、CDUとFDPによる連立政権が承認された³²。

本稿で注目すべきことは、このテューリンゲンのCDU・FDP連立政権が、第1に州行政制度として中層官庁を有する3層制を選択したこと、しかも第2に、在来連邦州も含めて初めてとなる、州全体を所掌範囲とする単一の中層官庁としての州行政庁 (Landesverwaltungsamt) を設置したことである。

5. 6. メクレンブルク・フォアポメルン CDU・FDP連立政権／2層制

メクレンブルク・フォアポメルンでも、ドイツ再統一後初の民主的な州議会選挙は同じく1990年10月14日に実施され、その結果は表6のとおりである。

表6：1990年メクレンブルク・フォアポメルン州議会選挙結果

政 党	比例得票率 (%)	議席数 (うち小選挙区)
CDU (キリスト教民主同盟)	38.3	29 (29)
F.D.P. (自由民主党)	5.5	4 (-)
SPD (ドイツ社会民主党)	27.0	21 (4)
Grüne (緑の党)	4.2	0
Bündnis 90 (90年同盟)	2.2	0
LL / PDS (民主社会主義党・左派リスト)	15.7	12 (-)
その他	7.2	0
計		66 (33)

投票率64.8%

【出典】 Mecklenburg-Vorpommern Die Landeswahlleiterinから Wahl zum Landtag von Mecklenburg-Vorpommern am 14. Oktober 1990の Erst- / Zweitstimmenおよび Mandateに基づき筆者作成³³

選挙の結果、5%条項を突破して州議会へ進出したのは、他の4州では5党だったが、メクレンブルク・フォアポメルンのみ4党であった。ザクセン、ザクセン・アンハルト、テューリンゲンの3州ではいずれも新フォーラム系の90年同盟と緑の党が統一候補者リストで州議会選挙に臨んだのに対し、メクレンブルク・フォアポメルンでは両派が別個の候補者リストで選挙に臨んだため、もし両者を合わせれば得票率5%を超えていたにもかかわらず、それぞれ5%に届かず議席が確保できなかったためである。

このことは更に、最初の州政権の成立に大きな影響をもたらしたものであった。なぜなら、全66議席のうち、CDUとFDPの合計が33議席と過半数に1議席届かない議席配分となったからである。もし、第5党が州議会に進出していれば、CDU・FDP連立だけの議席数ではさらに過半数から減じることとなり、場合によってはCDUとSPDによる大連立といった異なる連立枠組みが成立していたかもしれない。

実際には、メクレンブルク・フォアポメルンでも10月26日に最初の州議会が開催され、翌27日の第2回議会でCDUのゴモルカ(Alfred Gomolka)が賛成36票、反対29票、棄権1票で州首相に選出され、ひとまずCDUとFDPによる黒・黄連立政権が成立した³⁴。そして本来は、与野党共に33議席で手詰まり状況となるころであったが、SPDとして当選したシュルツ(Wolfgang

Schulz) 議員が、SPD会派を離脱して無所属でCDU・FDP連立を支持し、1992年には同じSPDのトーマス(Reinhardt Thomas) 議員がこれに続いたため、CDU・FDP連立政権は1994年の任期終了まで事実上の州議会過半数を維持した³⁵。

メクレンブルク・フォアポメルンは、州行政制度構築について、中層官庁を有さない2層制を選択した。その要因としては、そもそも、メクレンブルク・フォアポメルンは5つの新連邦州の中でも当時の州人口が約190万人で最少の小規模州であったことである³⁶。但し、州面積はブランデンブルクに次いで2番目の規模であった。体制移行期に旧DDRのシュベリン州政府全権委任官およびメクレンブルク・フォアポメルンの初代州内務大臣を務めたディーダリッヒ(Georg Diederich)氏によれば、州制度構築に際して協力州となったシュレスヴィヒ・ホルシュタインからの影響が大きかったとされる³⁷。

5. 7. ブランデンブルク SPD・FDP・B90 連立政権／2層制

最後に、ブランデンブルクでも同じく10月14日に実施されたドイツ再統一後初の州議会選挙について、その結果を表7のとおり纏めた。

1990年10月14日、5つの新連邦州で同時に実施された州議会選挙の結果として、他の4州ではいずれもCDUが第一党となったのに対し、ブランデンブルクだけはSPDが36議席を獲得し第一

表7：1990年ブランデンブルク州議会選挙結果

政 党	比例得票率 (%)	議席数
CDU (キリスト教民主同盟)	29.45	27
F.D.P. (自由民主党)	6.63	6
SPD (ドイツ社会民主党)	38.21	36
BÜNDNIS 90 (90年同盟)	6.40	6
Grüne (緑の党)	2.85	0
PDS-LL (民主社会主義党・左派リスト)	13.40	13
その他	5.90	0
計		66

投票率 67.07%

【出典】 Amt für Statistik Berlin-Brandenburg (2009), Wahlbericht Wahl zum 5. Brandenburger Landtag am 27. September 2009, S.73の In den Brandenburger Landtag gewählte Bewerber seit 1990, および Der Landeswahlleiter / Landesabstimmungsleiter des Landes Brandenburg, Angelika Behrend氏提供資料 Ergebnisse der Landtagswahl am 14. 10. 1990 im Land Brandenburg, に基づき筆者作成³⁸

党となった。90年同盟と緑の党はそれぞれ別個に州議会選挙に臨み、共倒れはしなかったものの、前者のみが得票率5%を超えて議席を獲得し、後者は得票率5%に達せず議席は獲得できなかった。但し連邦レベルでは、1993年に両党は合併し90年同盟／緑の党となる。

ブランデンブルク州議会は全88議席で構成され、SPDは議会過半数確保のためFDP（6議席）および90年同盟（6議席）を加えた3党による連立政権を発足させることになった。11月1日の州議会において85議員が州首相選に投票し、SPDのシュトルペ（Manfred Stolpe）が賛成58票、反対26票、棄権1票で初代州首相に選出された³⁹。

ブランデンブルクは、州人口および州面積については3層制を選択したザクセン・アンハルトおよびテューリンゲンと同程度であったが、中層官庁を設置しない2層制の州行政制度を構築した。2層制の行政構造構築を謳った「ブランデンブルク州行政組織および自治体憲章規定改正法（Gesetz zur Verwaltungsorganisation im Land Brandenburg und zur Änderung kommunalverfassungsrechtlicher Vorschriften）」は修正を経て、連立与党3党だけでなく、当時の野党PDSの賛同も得て成立した⁴⁰。

しかもブランデンブルクの2層制は、在来連邦州側の提携州として支援したノルトライン・ヴェ

ストファーレンとは異なる州行政制度であった。州人口について連邦共和国最大の規模を有するノルトライン・ヴェストファーレンは、その規模ゆえに、州内に5つの県庁を有する3層制の行政構造をしている。ブランデンブルクとノルトライン・ヴェストファーレンが提携州となったのは、両州ともSPDが主導する連邦州であるという党派的な流れと、1980年代末から培われてきた両州の自治体間交流が州レベルの提携関係へ発展したという流れから説明される⁴¹。

ブランデンブルク州議会が1991年に県庁を置かない2層制の行政構造を選択した根拠として、制度設計の内容について以下のとおりの評価をしていたようである⁴²。まず提携州であったノルトライン・ヴェストファーレンが有する5つの県庁の一つ辺りの平均人口が、すでにブランデンブルクの州人口を上回っていたことである。すなわち、規模の観点からみて、ブランデンブルクは州行政をこれ以上小さな地域的枠組みに区分する必要がないと判断したといえる。しかし一方で、人口の多寡にかかわらず、連邦州の中層官庁として県庁には州行政と自治体行政を効果的に結びつける「まとめ機能（Bündelungsfunktion）」が期待される。ブランデンブルクがそれにもかかわらず3層制の行政制度構築を導入しなかったのは、州から自治体へ行政事務の広範な移管をすること、

具体的には「まとめ機能」を郡 (Landkreis) が担うことが期待されたのである。この考え方の背景には、一方で「スリムな (schlank)」州行政の実現と、他方で地域・市民密着型で身近な民主的統制による行政を自治体レベルから実現するという意図が込められていた。

6. 新連邦州における州政権の党派性と州行政制度構築の多様性

6. 1. 新連邦州の初代州政権と2層制／3層制

1990年のドイツ再統一は、連邦共和国基本法23条に基づき、旧DDR地域が5つの新連邦州として連邦共和国へ編入することで達成された。前章の考察を踏まえ、5つの新連邦州における最初の州議会選挙および初代州政権と、各連邦州の中層官庁をめぐって多様な州行政制度の構築について纏めたものが、以下の表8である。

本稿冒頭で掲げた命題は、州制度構築に際して、共通の州政治制度を有する5つの新連邦州の各州政権の党派性が、各州で多様な州行政制度—具体的には州行政制度の2層制か3層制か—の構築にどの程度影響を与えたか、であった。これについて、表8に纏めたとおり、以下のことが導き出せる。

6. 2. 新連邦州の各州政権の類型

第1に、州政権の党派性の影響について、新連邦州ではそれぞれ、中道保守政党のCDU単独政権、CDUとリベラル政党のFDPによる黒・黄連立政権、中道左派のSPDを中心にFDPと90年同盟の3党によって州議会過半数を確保した3党連立政権、以上の3種類の州政権が成立した。

ザクセン・アンハルト、テューリンゲン、メクレンブルク・フォアポメルンの3州はいずれも、CDUとFDPによる黒・黄連立政権が成立したが、それぞれ異なる州行政度を構築した。すなわち、ザクセン・アンハルトは3層制かつ3県庁、テューリンゲンは3層制だが中層官庁としては単一の州行政庁を設置、メクレンブルク・フォアポメルンは2層制の州行政制度を選択した。よって、本稿の考察対象の範囲に限れば、州政権の中道保守・リベラル連立政権としての党派性は、中層官庁をめぐる州行政制度を決定付けない。従って、州行政制度の決定要因として、他の要素がより大きく作用したと考えられる。

一方で、SPDの州首相はブランデンブルクのみで、かつFDP、90年同盟との3党連立であったため、一般的な傾向を導き出すことは難しい。しかし、当時の新連邦州のSPDはより地方分権を推進する立場から2層制を指向していた。しかも、ブランデンブルクを支援したノルトライン・ヴェストファーレンは3層制の州行政制度を有し、

表8：新連邦州における州政権の党派性と州行政制度構築の多様性

新連邦州	人口順位	面積順位	初代州政権 (1990時点)	州行政制度	提携した在来連邦州	特徴
ザクセン	1	3	CDU単独	3層 3県庁	バイエルン、 バーデン・ヴュルテンベルク	制度移転 州規模
ザクセン・アンハルト	2	4	CDU・ FDP連立	3層 3県庁	ニーダーザクセン、 ザールランド	制度移転 歴史的地域
テューリンゲン	3	5	CDU・ FDP連立	3層 1州行政庁	バイエルン、ヘッセン、 ラインラント・プファルツ	制度移転 独自性
メクレンブルク・フォアポメルン	5	2	CDU・ FDP連立	2層	シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	制度移転 州規模
ブランデンブルク	4	1	SPD・ FDP・ 90年同盟 3党連立	2層	ノルトライン・ヴェスト ファーレン	党派性

【出典】 著者作成

SPDが州議会単独過半数を占め、後に連邦大統領にも就任するラウ（Johannes Rau）州首相によるSPD単独の長期政権であったものの、しかしブランデンブルク州政権はノルトライン・ヴェストファーレンからの3層制の制度移転ではなく、独自に2層制を選択した。また、ザクセン・アンハルトにおける州行政制度の構築をめぐることも、ザクセン・アンハルトのSPDには2層制の主張がみられた。よって、1990年のブランデンブルクにおける2層制の行政制度構築については、党派的な影響が作用したと考えられる。

それでは、州政権の党派性のみによって州行政制度の2層制か3層制かの選択を説明しきれないとすれば、他の要因として何が考えられるであろうか。まず挙げられるのは、州制度構築の際に協力関係を締結して支援した在来連邦州からの影響、いわゆる制度移転の要素である。

6. 3. 在来連邦州から新連邦州への制度移転

もちろん5つの新連邦州全てにおいて、在来連邦州からの制度移転がみられたが、各連邦州におけるその提携関係の様相には差がみられた。第1に、ザクセンとザクセン・アンハルトは在来連邦州に倣い3層制の州行政制度とし、それぞれ州内に3県庁を設置した。ただし、ザクセンはバイエルおよびバーデン・ヴュルテンベルクから、ザクセン・アンハルトはニーダーザクセンおよびザールラントから、それぞれ2つの在来連邦州の制度を複合的に移転した、いわばハイブリッド型の州行政制度を構築した。特に、ザクセン・アンハルトは3層制のニーダーザクセンからの制度を基本としつつ、2層制のザールラントからの制度を組み込んだ、複合的な制度となった。

第2に、テューリンゲンは在来連邦州に倣い3層制の州行政構造を選択する一方で、州内に複数の県庁を設置するのではなく、単一の中層官庁として州行政庁を設置した。このテューリンゲン独自の州行政制度は画期的であり、2000年代以降、ザクセン、ザクセン・アンハルトが州行政改革により同様に州内単一の州行政庁へ移行することとなる。

第3に、協力関係を構築した東西の連邦州で大きく異なる制度構築となったのは、3層制で5県庁を有するノルトライン・ヴェストファーレンに

支援されながらも、2層制の州行政制度を構築したブランデンブルクであり、制度移転の度合いは他の新連邦州に比較すれば低かったといえよう。

6. 4. 州人口および州面積

結局のところ、州行政制度を2層制とするか3層制とするか、3層制とした場合に複数の県庁を設置するか単一の州行政庁とするかについて、各連邦州の州人口および州面積が決定要因となっているのではないかという指摘に対しては、以下のとおり考察できる。

第1に、州人口について、5つの新連邦州のうち、最大の州人口を擁するザクセンと、最小の州人口のメクレンブルク・フォアポメルンの両州では制度決定に影響したといえる。すなわち、ザクセンの当時の州人口約470万に3県庁を設置したこと、一方、5州のうちで当時の州人口が唯一200万人に満たず、連邦共和国全16州の中でもブレーメンとハンブルクの両都市州およびザールラントに次いで4番目に州人口が少なかったメクレンブルク・フォアポメルンが2層制の州行政構造を選択したことは、理にかなっていたといえよう。一方で、ザクセン・アンハルト、テューリンゲン、ブランデンブルクの3州はいずれも州人口が約280万人から約250万人と似通った規模であったが、3つの異なる州行政制度を構築した⁴³。従って、州人口は州制度構築の際の決定的要因であったとはいえない。

第2に、州面積について、当時の旧DDR地域の公共インフラの悲惨な状況を踏まえれば、行政制度を2層制か3層制とするかを選択する際の重要な決定要因のひとつとなると思われた。たしかに旧DDRでは、社会主義独裁政権によって40年に渡り公共インフラ整備は蔑ろにされ続け、それは「武器が無くとも廃墟ができる（Ruinen schaffen ohne Waffen）」という俗語（Volksmund）を生み出す程であり、その含意は、廃れた街並みだけでなく、都市間をつなぐ道路網や、電信・電話網の未整備にも及んだ。そのような状況の中で、当然、州行政は州全体をあまねく所管しなければならなかった。実際にザクセン・アンハルトでは、州内に3県庁を設置する根拠として、州内の地域的要因だけでなく、公共インフラが未整備であることについても州議会で言及がなされた。

しかし一方で、5つの新連邦州の中で、州面積が1番目、2番目に大きいブランデンブルクとメクレンブルク・フォアポメルンの両州がともに2層制の州行政を構築した。このことに鑑みれば、州の面積は、州行政の2層制か3層制かを選択する際の決定的要因とはならなかったようである。

7. まとめと展望

7. 1. まとめ

本稿では、ドイツの連邦州と日本の道州制論とを比較考察するための分析枠組みの全体像について構想し、これに基づき、道州制論の現状について概観した上で、1990年のドイツ再統一に際しての旧DDR地域における5つの新連邦州の導入について考察した。

最初に分析枠組みとして、(a)ドイツの連邦州と(b)日本の道州制論を対象に、①制度構築時と②制度定着後の改革について、2×2の4象限から成る枠組みを設定し、分析アプローチとして「政策の窓」モデルと「制度発展」モデルを接続することとし、特に本稿では、前者の制度構築時についての考察に集中した。

本稿では、制度構築時の勢いについて、日本において道州制の導入への「政策の窓」が今もって開放されていないことについて論じた。「政策の窓」モデルの文脈でいう3つの流れ、すなわち①「問題の流れ」について、地方分権は行政改革、政治改革と並ぶ国家的なアジェンダとして認識され、実際に第1次、第2次地方分権改革をもたらした。一連の地方分権改革が実現したにもかかわらず、あるいはむしろそれ故に、②「政策の流れ」における道州制は実現可能性のある政策代替案とはならなかった。

一方で、ドイツにおける①「問題の流れ」は、たしかに他のどのような事例とも比較にならない程の事例、すなわちドイツ再統一への過程であった。ただし、現在、歴史的事実として語られる全てが必然的に生じた結果というわけではなく、旧DDRの5つの新連邦州への再編と、各新連邦州における州制度の構築は、②「政策の流れ」において選択された結果である。かつての旧

DDR地域は、連邦共和国へ編入されるという方式、すなわち当時の連邦共和国基本法23条によってドイツ再統一を実現させるため、かつて1952年に廃止された5州の区域割りをほぼ踏襲し、再建された。その際、新連邦州の行政制度構築は、けっして連邦政府による画一的な指導によるものではなく、各新連邦州が個別に在来連邦州からの支援を受けておこなわれた。いわゆる西から東への制度移転とされるが、実際にはより複雑かつ多様な制度構築が試みられた。例えば、複数の在来連邦州からの制度の複合化や、在来連邦州の制度を参考としつつも独自の制度構築などである。

このように、②「政策の流れ」において際立つ日本とドイツの差とは、日本の道州制論にみられる制度設計の画一性と、ドイツの5つの新連邦州における州制度の構築にみられたそれぞれの多様性である。そして、数ある可能性の中から選択し、その選択された可能性を実現へ導くのは、③「政治の流れ」である。

③「政治の流れ」について、1990年以降の日本の議会制民主主義は、いわゆる政官関係論の文脈においても、例えば「政官スクラム型リーダーシップの崩壊」論にみられるように、大きな転換期にあると認識されている⁴⁴。そして実際に、複数回の政権交代を経験し、多くの政策分野で大きな政策転換がみられたものの、道州制論に関しては、これに真剣に取り組む政策事業家(policy entrepreneur)は未だ不在であるといえよう。

一方ドイツでは、コールがまさに政策事業家として基本法23条に基づく方式でのドイツ再統一への「政策の窓」の開放に極めて大きなイニシアティブを発揮したことを踏まえ、本稿では、新連邦州における州行政制度の構築における③「政治の流れ」として、5つの新連邦州の最初の州政権に焦点を当てた。すなわち、本稿に限っての命題として、州制度構築に際して、共通の州政治制度を有する5つの新連邦州の各州政権の党派性が、各州で多様な州行政制度－具体的には州行政制度の2層制か3層制か－の構築にどの程度影響を与えたか、について考察し、前章に纏めた通りの結論を導いた。

7. 2. 展望

今後の展望として、本稿で提示した分析モデル

の構想上の第2の論点として、ドイツ再統一から現在までの各連邦州の制度発展について、本稿で考察した1990年を基準点とし、新連邦州を支援する側であった在来連邦州も含めて、なぜなら1990年代以降は新連邦州側から在来連邦州側への影響についても考慮する必要があるため、現在に至るまでの各連邦州における行政制度の改革過程について考察する。

実際、ドイツでは東西を問わず各連邦州で多くの州行政制度改革が実現あるいは頓挫している。具体的には、1990年時点での3都市州を除く13州の州行政制度が3層制であるか2層制であるかを基準として、現在に至るまでに、各州によって州行政制度が異なる制度へ移行された事例と移行されなかった事例を類型化する。例えば、3層制から2層制への移行（ニーダーザクセン）、3層制を維持しつつ複数の県庁を単一の州行政庁へ統合（ザクセン・アンハルト、ザクセン）あるいは機能別中層官庁への再編（ラインラント・プファルツ）である。分析を支える理論的アプローチとしては、新制度論からの経路依存の視座に基づきつつ、個別の制度改革等の政策変更については拒否権プレイヤー論の視座を組み合わせて論じる。前者については、例えば西岡（2014）がPiersonの*Politics in Time*（2004）以降の時間的ダイナミクスを意識した公共政策の「発展」の過程としての制度発展論について纏めている⁴⁵。この文脈に沿えば、本稿で考察した1990年時点での各連邦州における州中層官庁をめぐる2層制か3層制かをめぐる行政制度の多様性が、現在に至る各連邦州の制度発展の経路に大きく影響しているだろう。この視点を踏まえつつ、一方でやはり、実際に何らかの制度変更が実現した事例については、本稿で指摘したザクセン・アンハルト州における3層制・3県庁での州行政制度構築の過程のように、拒否権プレイヤー論の文脈で分析することにより、より真相に迫る考察を提示することが可能となろう⁴⁶。

以上から、ドイツにおける州レベルでの政治制度とそれが実際に機能する政党政治の枠組みは、ドイツの州行政制度の非画一的な多様性かつそれぞれがしっかり機能している要因の一つとして、例えば人口動態の変容、文化的背景、あるいは各連邦州の多様な自治体制度などの他の要因と並立

しつつも、不可欠であると位置づけられる。ここから、政治が機能すれば、行政制度が如何様であれ、その制度が予定するパフォーマンスで機能せしめる、との想定も導かれよう。そして、ドイツの政治・行政制度が機能する要として、連邦制と政党制の両立が挙げられ、これを理解するには行政学的視点と政治学的視点を併せ持った考察が必要となろう。

加えて、ドイツとの比較から、日本における道州制の制度設計を論じる際にも、行政制度そのものだけでなく、その民主的統制のルールについても合わせて論じる必要が有ることを明らかにできるだろう。

本稿を踏まえ、今後の展望としての全体的な構想は、ドイツにおける多様な州行政制度の1990年以降の制度発展について比較考察しつつ、それぞれの発展経路上の政策転換の要因のひとつとして、連邦レベルと共通の枠組みによって構成される州レベルでの政党政治の枠組みについても考察し、日本の道州制導入論における画一的な行政制度設計と曖昧なままの政治の枠組みとを対置することで、新たな研究の視座を生み出すことにある。

注

- 1 森邊，川崎編（2010），163-195頁。
- 2 西尾（2006），8-21頁。
- 3 恒松編（1993），3-11頁。
- 4 木寺（2012），180-188頁。
- 5 佐々木（2013），3-13頁。
- 6 金井（2014），21-44頁。
- 7 第28次地方制度調査会答申（2006）および道州制ビジョン懇談会中間報告（2008）。
- 8 第28次地方制度調査会（2006），13頁。
- 9 道州制ビジョン 中間報告（2008），19頁。
- 10 Bogumil und Jann（2005）：S.75-81 および Niespor（2009）：S.5-6。
- 11 自治体レベルでのNSMの進展は、90年代以降の本格化から十数年を経て、例えばBogumil und Kuhlmann（2006）S.349-370による、その成否両面を見据えつつ今後に期待する評価や、Kuhlmann und Wollmann（2006）S.371-390による、行政ならびに行政学がこれまで見過ごしてきたこととして、行政改革で生じる取引コストを評価することの重要性を指摘するものなどがみられる。
また、日独比較の視座として原田（2000）やNiehaves（2009）も参照。自治体レベルでの日独比較については

- 寺迫 (2011) でも取り組んだ。
- 12 Bogumil (2007) : S.246-257.
 - 13 Ellwein und Hesse (Hrsg.) (1985) : S.11-12.
 - 14 Hesse, Joachim Jens. (2011a) および (2011b).
 - 15 Bogumil und Kottmann (2006).
 - 16 宇野 (2011) 145-162頁.
 - 17 寺迫 (2013) 49-54頁および寺迫 (2014) 51-71頁.
 - 18 Reiners (2008) : S.25-37.
 - 19 縣 (1992) 167-169頁あるいはKühnlein (1997) : S.11-21等.
 - 20 Wollmann (Hrsg.) (2002) S.92-107.
 - 21 Verfassungsgesetz zur Bildung von Ländern in der Deutschen Demokratischen Republik (Ländereinführungsgesetz), 22. 07. 1990.
 - 22 Mitteldeutscher Rundfunk (MDR), Themenseite "Damals im Osten Mitteldeutschland-1945 bis heute", Die Volkskammersitzung vom 22. 7. 1990.
 - 23 寺迫 (2009), 121-126頁.
 - 24 Statistisches Landesamt des Freistaates Sachsen, Landtagswahl am 14. Oktober 1990.
 - 25 Sächsischer Landtag des Freistaates Sachsen, 1. Sitzung 1. Wahlperiode, Plenarprotokoll 1/1, S.1-2 und S.30.
 - 26 正確には4,678,877人 (1991. 12. 31). 連邦統計庁は新連邦州の州人口について1991年から現在までの統計を公表.
Statistisches Bundesamt, GENESIS-Online Datenbank, Tabellenaufbau Code 12411-0009.
 - 27 Landeswahlleiter / Statistisches Landesamt Sachsen-Anhalt, Wahl des Landtages von Sachsen-Anhalt am 14. Oktober 1990.
 - 28 Landtag von Sachsen-Anhalt, Erste Wahlperiode, Plenarprotokoll 1/1, Stenographischer Bericht 1. Sitzung am 28. Oktober 1990, S.1-15.
 - 29 Landtag von Sachsen-Anhalt, Erste Wahlperiode, Plenarprotokoll 1/7, Stenographischer Bericht 7. Sitzung am 17. Januar 1991, S.266-273.
 - 30 寺迫 (2012a) 79-96頁.
 - 31 Thüringer Landesamt für Statistik (2009) S.20-21 および Büro des Landeswahlleiters Thüringen Regina Mertins氏.
 - 32 Thüringer Landtag Parlamentsdokumentation, 1. Plenarsitzung am 25. 10. 1990, および Thüringer Landtag Parlamentsdokumentation, 4. Plenarsitzung am 8. 11. 1990.
 - 33 Mecklenburg-Vorpommern Die Landeswahlleiterin, Wahl zum Landtag von Mecklenburg-Vorpommern am 14. Oktober 1990, Mecklenburg-Vorpommern Die Landeswahlleiterin.
Mandate (Landesergebnis) および Erst- / Zweitstimmen (Landesergebnis).
 - 34 Mecklenburg-Vorpommern Landtag, Parlamentarischer Ablauf am 27. 10. 1994, Wahl und Gelöbnis des Ministerpräsidenten.
 - 35 Koschkar, Nestler, Scheele (Hrsg.) (2013) S.46.
 - 36 正確には1,891,657人 (1991. 12. 31). 連邦統計庁は新連邦州の州人口について1991年から現在までの統計を公表.
Statistisches Bundesamt, GENESIS-Online Datenbank, Tabellenaufbau Code 12411-0009.
 - 37 Georg Diederich氏.
 - 38 Amt für Statistik Berlin-Brandenburg (2009) S.73 および Der Landeswahlleiter / Landesabstimmungsleiter des Landes Brandenburg, Angelika Behrend氏提供資料.
 - 39 Landtag Brandenburg, 1. Wahlperiode, Plenarprotokoll 2. Sitzung am 1. November 1990, S.19-20 und S.32-34.
 - 40 Landtag Brandenburg, 1. Wahlperiode, Plenarprotokoll 10. Sitzung am 20. Februar 1991, S.463-464 und S.500-517.
 - Landtag Brandenburg, 1. Wahlperiode, Plenarprotokoll 16. Sitzung am 7. Mai 1991, S.1265-1271,
 - Landtag Brandenburg, 1. Wahlperiode, Drucksache 1 / 77,
 - Landtag Brandenburg, 1. Wahlperiode, Drucksache 1 / 137.
 - 41 縣公一郎 (1992) 上掲および Ministerium für Inneres und Kommunales des Landes Nordrhein-Westfalen, Tim Wagner氏.
 - 42 Ministerium des Innern Brandenburg (MI), Michael Zwölfer氏.
 - 43 正確には, ブランデンブルク 2,542,723人, テューリング 2,572,069人, ザクセン・アンハルト 2,823,324人 (いずれも1991.12.31). 連邦統計庁は新連邦州の州人口について1991年から現在までの統計を公表. Statistisches Bundesamt, GENESIS-Online Datenbank.
 - 44 村松 (2010), また, 日本とドイツの政官関係についての比較として寺迫 (2013).
 - 45 西岡 (2014) 16-30頁および Pierson, Paul (2004).
 - 46 寺迫 (2012a), 他に拒否権プレイヤー論については寺迫 (2007) (2012b) でも論じた.

参考文献

1次文献

Bundesregierung

Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz, Gesetze im Internet, Verfassungsgesetz zur Bildung von Ländern in der Deutschen Demokratischen Republik (Ländereinführungsgesetz), 22. 07. 1990.
<http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/>

- leinfg/gesamt.pdf
 Statistisches Bundesamt, GENESIS-Online Datenbank, Tabellenaufbau Code 12411-0009 Bevölkerung : Bundesländer, Sichttag.
https://www-genesis.destatis.de/genesis/online/data;sessionid=102D4D5E27E775C2223CAC186B6FF0F9.tomcat_GO_1_2?operation=abrufabelleAbrufen&selectionname=12411-0009&levelindex=0&levelid=1411136133401&index=9
- Sachsen
 Sächsischer Landtag des Freistaates Sachsen, 1. Sitzung 1. Wahlperiode, Plenarprotokoll 1/1, S.1-2 und S.30.
http://edas.landtag.sachsen.de/viewer.aspx?dok_nr=1&dok_art=PIPr&leg_per=1&pos_dok=1
- Statistisches Landesamt des Freistaates Sachsen, Landtagswahl am 14. Oktober 1990,
http://www.statistik.sachsen.de/wahlen/lw/lw1990/lw90_index.htm
- Sachsen-Anhalt
 Landtag von Sachsen-Anhalt, Erste Wahlperiode, Plenarprotokoll 1/1, Stenographischer Bericht 1. Sitzung am 28. Oktober 1990, S.1-15.
<http://padoka.landtag.sachsen-anhalt.de/files/plenum/wp1/001stzg19901028.pdf>
- Landeswahlleiter / Statistisches Landesamt Sachsen-Anhalt, Wahl des Landtages von Sachsen-Anhalt am 14. Oktober 1990.
<http://www.stala.sachsen-anhalt.de/wahlen/lt90/index.html>
- Landtag von Sachsen-Anhalt, Erste Wahlperiode, Plenarprotokoll 1/7, Stenographischer Bericht 7. Sitzung am 17. Januar 1991, S.266-273.
<http://padoka.landtag.sachsen-anhalt.de/files/plenum/wp1/007stzg19910117.pdf>
- Thüringen
 Thüringer Landtag Parlamentsdokumentation, 1. Plenarsitzung am 25.10.1990,
<http://www.parldok.thueringen.de/ParlDok/dokument/4831/1-plenarsitzung.pdf>
- Thüringer Landtag Parlamentsdokumentation, 4. Plenarsitzung am 8.11.1990,
<http://www.parldok.thueringen.de/ParlDok/dokument/5067/4-plenarsitzung.pdf#page=5>
- Ergebnis der Landtagswahl in Thüringen vom 14. Oktober 1990,
 Büro des Landeswahlleiters Thüringen, Regina Mertins氏提供資料,
 Thüringer Landesamt für Statistik (2009), *Landtagswahl in Thüringen am 30. August 2009*, S.20-21.
- Mecklenburg-Vorpommern
 Mecklenburg-Vorpommern Landtag, Parlamentarischer Ablauf am 27. 10. 1994, Wahl und Gelöbnis des Ministerpräsidenten.
<http://www.dokumentation.landtag-mv.de/Parldok/vorgaenge/10878/1>
- Mecklenburg-Vorpommern Die Landeswahlleiterin, Wahl zum Landtag von Mecklenburg-Vorpommern am 14. Oktober 1990, Mecklenburg-Vorpommern Die Landeswahlleiterin Mandate (Landesergebnis).
http://www.statistik-mv.de/cms2/STAM_prod/STAM/de/start/_Landeswahlleiter/Landeswahlleiter/landtagswahlen/1990/_LW-1990-Mandate/index.jsp
- 同上, Erst-/Zweitstimmen (Landesergebnis).
http://www.statistik-mv.de/cms2/STAM_prod/STAM/de/start/_Landeswahlleiter/Landeswahlleiter/landtagswahlen/1990/_LW-1990-Erst-Zweitstimmen/index.jsp
- Heinrich-Theissing-Institut Dokumentationszentrum für Kirchen- und Zeitgeschichte, Direktor Georg Diederich氏より書簡.
- Brandenburg
 Landtag Brandenburg, 1. Wahlperiode, Plenarprotokoll 2. Sitzung am 1. November 1990, S.19-20 und S.32-34.
<http://www.parldok.brandenburg.de/parladoku//w1/plpr/2.pdf>
- Landtag Brandenburg, 1. Wahlperiode, Plenarprotokoll 10. Sitzung am 20. Februar 1991, S.463-464 und S.500-517.
<http://www.parldok.brandenburg.de/parladoku//w1/plpr/10.pdf>
- Landtag Brandenburg, 1. Wahlperiode, Plenarprotokoll 16. Sitzung am 7. Mai 1991, S.1265-1271,
<http://www.parldok.brandenburg.de/parladoku//w1/plpr/16.pdf>
- Landtag Brandenburg, 1. Wahlperiode, Drucksache 1/77, Gesetzentwurf der Landesregierung, Gesetz zur Verwaltungsorganisation im Land Brandenburg und zur Änderung kommunalverfassungsrechtlicher Vorschriften.
http://www.parldok.brandenburg.de/parladoku//w1/drs/ab_0001/77.pdf
- Landtag Brandenburg, 1. Wahlperiode, Drucksache 1/137, Beschlußempfehlung und Bericht des Ausschusses für Inneres.
http://www.parldok.brandenburg.de/parladoku//w1/drs/ab_0100/137.pdf
- Ministerium für Inneres und Kommunales des Landes Nordrhein-Westfalen, Tim Wagner氏からの書簡.
 Ministerium des Innern Brandenburg (MI), Michael Zwölfer氏からの書簡.
 Amt für Statistik Berlin-Brandenburg (2009), *Wahlbericht*

- Wahl zum 5. Brandenburger Landtag am 27. September 2009.*
Ergebnisse der Landtagswahl am 14. 10. 1990 im Land Brandenburg
Der Landeswahlleiter / Landesabstimmungsleiter des Landes Brandenburg, Angelika Behrend氏提供.
- 日本
第28次地方制度調査会 (2006) 「道州制のあり方に関する答申」.
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi/pdf/No28_tousin_060228.pdf
道州制ビジョン懇談会 (2008) 「道州制ビジョン懇談会中間報告」.
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/doushuu/080324_honbun.pdf
- 2次文献
Bogumil, Jörg und Werner Jann (2005) : *Verwaltung und Verwaltungswissenschaft in Deutschland*, VS Verlag für Sozialwissenschaften, Wiesbaden.
Bogumil, Jörg und Steffen Kottmann (2006) : *Verwaltungsstrukturreform – die Abschaffung der Bezirksregierungen in Niedersachsen*, Ibbenbürener Vereinsdruckerei GmbH, Ibbenbüren.
Bogumil, Jörg und Sabine Kuhlmann (2006) : Wirkungen lokaler Verwaltungsreformen-Möglichkeiten und Probleme der Performanzevaluation. In: Werner Jann, Manfred Röber und Hellmut Wollmann (Hrsg.), *Public Management-Grundlagen, Wirkungen, Kritik*, edition sigma, Berlin, S.349-370.
Bogumil, Jörg (2007) : Verwaltungsstrukturereformen in den Bundesländern. Abschaffung oder Reorganisation der Bezirksregierung ?. In: *Zeitschrift für Gesetzgebung*, S.246-257.
Ellwein, Thomas. und Joachim Jens Hesse (Hrsg.) (1985) : *Verwaltungsvereinfachung und Verwaltungspolitik*, Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden.
Hesse, Joachim Jens. (2011a) : *Der Staat in der Fläche-Landesverwaltung ohne Mittelinstanz?*, Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden.
Hesse, Joachim Jens. (2011b) : *Handlungs- und zukunfts-fähige Kommunalstrukturen - Der Fall Niedersachsen*, Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden.
Koschkar, Martin., Christian Nestler, Christopher Scheele (Hrsg.), (2013) : *Politik in Mecklenburg-Vorpommern*, Springer VS, Rostock,
Kuhlmann, Sabine und Hellmut Wollmann (2006) : Transaktionskosten von Verwaltungsreformen: ein "missing link" der Evaluationsforschung, In : Werner Jann, Manfred Röber und Hellmut Wollmann (Hrsg.), *Public Management-Grundlagen, Wirkungen, Kritik*, edition sigma, Berlin, S.371-390.
Kühnlein, Gertrud. (1997) : *Verwaltungspersonal in den neuen Ländern*, edition sigma, Berlin,
Mitteldeutscher Rundfunk (MDR), Themenseite "Damals im Osten Mitteldeutschland-1945 bis heute", Die Volkskammersitzung vom 22. 7. 1990.
http://www.mdr.de/damals/archiv/artikel98820_page-1_zc-43c28d56.html
Niehaves, Björn (2009) : *Verwaltungsreform in Deutschland und Japan: Eine empirisch Analyse Kooperativer Kommunal Reformpolitik*, VS Verlag für Sozialwissenschaften, Wiesbaden.
Niespor, Marius (2009) : *Bedeutung und Funktion von Mittelbehörden: Fallbeispiel Rheinland-Pfalz: Aufsichts- und Dienstleistungsdirektion als Mittelbehörde in Rheinland-Pfalz zwischen Anspruch und Wirklichkeit*, GRIN Verlag, Norderstedt.
Pierson, Paul (2004), *Politics in Time: History, Institutions, and Social Analysis*, Princeton University Press.
Reiners, Markus (2008) : *Verwaltungsstrukturereformen in den deutschen Bundesländern: Redikale Reformen auf der Ebene der staatlichen Mittelinstanz*, VS Verlag für Sozialwissenschaften.
Wollmann, Hellmut (Hrsg.) (2002) : *Länderneugliederung-Ein Modell für Ostdeutschland*, Leske + Budrich, Opladen.
縣公一郎 (1992) 「統一後ドイツの協調的連邦主義—ノルトライン・ヴェストファーレン州とブランデンブルク州の水平的協力を実例に—」『年報行政研究』第27号, 167-169頁.
宇野二郎 (2011) 「ドイツ連邦州の行政構造改革—ニーダーザクセン州の事例研究—」『会計検査研究』第44号, 145-162頁.
金井利之 (2014) 「分権改革の困難性と可能性」『自治総研 Vol.40 No.8』公益財団法人地方自治総合研究所, 21-44頁.
木寺 元 (2012) 『地方分権改革の政治学』有斐閣.
佐々木信夫 (2013) 『新たな「国のかたち」—脱中央依存と道州制—』角川SSC新書.
恒松治編 (1993) 『連邦制のすすめ—地方分権から地方主権へ』学陽書房.
寺迫 剛 (2007) 「第5章 拒否権プレイヤー論」, 縣公一郎・藤井浩司編『コレク政策研究』成文堂, 81-108頁.
寺迫 剛 (2009) 「ドイツ新連邦州 (旧DDR) における州制度の導入および発展と、日本における道州制の導入をめぐる現状」『早稲田政治公法研究』第90号, 121-139頁.
寺迫 剛 (2011) 「コンパクトシティの行政—富山市・ハレ市」, 井手英策編『雇用連帯社会』岩波書店,

- 95-127頁。
- 寺迫 剛 (2012a) 「ブランデンブルク州との比較にみるザクセン・アンハルト州における3県庁設置と州首都選定過程」『早稲田政治公法研究』第100号, 79-96頁。
- 寺迫 剛 (2012b) 「ツェベリスの拒否権プレイヤー論」, 岩崎正洋編『政策過程の理論分析』三和書籍, 81-96頁。
- 寺迫 剛 (2013) 「ドイツ連邦議会選挙および日本における官僚制批判—Who Governs?—」『季刊行政管理研究』No.144, 49-54頁。
- 寺迫 剛 (2014) 「2013年ドイツ連邦議会選挙と2012年衆議院議員総選挙—「政策」過程における選挙の前と後—」『早稲田政治公法研究』第105号, 51-71頁。
- 西尾 勝 (2006) 『分権改革と政治改革』公人の友社。
- 西岡 晋 (2014) 「政策研究に「時間呼び戻す」」『季刊行政管理研究』No.145, 16-30頁。
- 原田 久 (2000) 『社会制御の行政学—マインツ行政社会学の視座』信山社。
- 村松岐夫 (2010) 『政官スクラム型リーダーシップの崩壊』東洋経済新報社。
- 森邊成一, 川崎信文編 (2010) 『道州制—世界に学ぶ国のカタチ』成文堂, 森邊成一「道州制論の系譜—昭和戦前・戦後の構想」。

寺迫 剛 (てらさこ 剛)

所 属 一般財団法人 行政管理研究センター研究員

最終学歴 早稲田大学大学院政治学研究科博士後期課程 単位取得退学

所属学会 日本行政学会, 日本公共政策学会, 日本政治学会, 日本地方政治学会・日本地域政治学会

研究分野 行政学, 政策研究, 政治学

主要著作 『コレク政策研究』 縣公一郎・藤井浩司編, 成文堂 (2007年) 「第5章 拒否権プレイヤー論」81-108頁著。

『分権と自治体再構築—行政効率化と市民参加—』坪郷實, ゲジネ・フォリヤンティ=ヨスト, 縣公一郎編, 法律文化社 (2009年) 「第2章 改革圧力の下にあるドイツの地方自治」ヨルグ・ボグミル著, 31-42頁訳。

『日本の自治体外交—日本外交と中央地方関係へのインパクト—』プルネンドラ・ジェイン著, 今村都南雄監訳, 敬文堂 (2009年) 「第6章 ハード外交」249-294頁訳。

『雇用連帯社会』井手英策編, 岩波書店 (2011年) 「第3章 コンパクトシティの行政—富山市・ハレ市」43-58頁著。

『政策過程の理論分析』岩崎正洋編, 三和書籍 (2012年) 「第5章 ツェベリスの拒否権プレイヤー論」81-96頁著。

「ドイツ統一過程の考察に向けた分析モデルの構築」『早稲田政治公法研究』第74号 (2003年), 221-263頁。

「ドイツ統一過程についての考察—両ドイツ間政策の競合と収斂」『早稲田政治公法研究』第78号 (2005年), 43-85頁。

「ドイツ新連邦州 (旧DDR) における州制度導入および発展と, 日本における道州制の導入をめぐる現状」『早稲田政治公法研究』第90号 (2009年), 120-140頁。

「ドイツ政党政治の枠組みにおけるDie Linkeの定着」『早稲田政治公法研究』第94号 (2010年), 77-97頁。

「コンパクトシティとしてのザクセン・アンハルト州ハレ市」『早稲田政治公法研究』第96号 (2011年), 43-58頁。

「ブランデンブルク州との比較にみるザクセン・アンハルト州における3県庁設置と州首都選定過程」『早稲田政治公法研究』第100号 (2012年), 79-96頁。

「反ユーロ政党AfDは23年目の皮肉たりうるか—揺らぐドイツのヨーロッパ政策および日本との対比—」『季刊行政管理研究No.142』(2013) 55-64頁。

「ドイツ連邦議会選挙および日本における官僚制批判—Who Governs?—」『季刊行政管理研究No.144』(2013) 49-54頁。

「2013年ドイツ連邦議会選挙と2012年衆議院選挙—「政策」過程における選挙の前と後—」『早稲田政治公法研究』105号 (2014), 51-71頁。

